

就学支援金 家計急変制度のお知らせ

直近の審査で、現在就学支援金が「不認定」、「加算なし」の方、就学支援金を申請していない方へ

収入状況届出（継続支給の審査）の審査は、令和5年1月1日～12月31日の所得をもとに算出された市町村民税の額に基づいて行っております。

住民税の額に反映されていない期間で家計が急変する事態があった方に対しても就学支援金を支給するため「就学支援金家計急変支援制度」がございます。

○主な要件

- ・令和4年1月2日以降に対象となる家計急変事由が発生したこと。
- ・令和6年4～6月の収入状況から年収を推計し、世帯年収が約590万円未満相当まで減少したこと

○対象となる主な家計急変事由

1. 保護者等が被雇用者 または 被雇用者であるが雇用保険に加入していない場合
 - ・負傷、疾病等により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合
 - ・自己の責めに帰すことのできない理由による離職があった場合
2. 保護者等が自営業者などの場合
 - ・負傷、疾病により事業を廃止または休業し、その後90日以上就労が困難である場合
 - ・営む事業が債務超過等となり、その事業を廃止等した場合
 - ・妊娠・出産、育児により事業を廃止し、その後30日以上就労が困難である場合
 - ・保護者等の父母の死亡、負傷、疾病（療養期間90日以上）のため、保護者等の父母を扶養するために事業の廃止した場合
 - ・常時保護者等本人の看護を必要とする親族の負傷、疾病（看護期間が30日以上または常時の介護が必要なもの）のため、事業を廃止した場合

※詳細は、文部科学省作成の別添のリーフレット「やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援があります。」及びリーフレットのQRコードから「家計急変支援申請の手引き」をご覧ください。

3. その他

- ・定年退職、自己都合退職等は対象になりません。
- ・今後年度途中においても家計急変事由が発生し、3か月以上家計の減少が続く場合は本制度の対象になります。

○手続きについて

実際の手続きは、就学支援金の申請でご利用された e-Shien を使用します。

別添のリーフレットや、このお知らせを見て申請のご意思がある方は、まず学校に連絡し、必要な提出書類等の案内を受けてください。